

令和6年度 流山市障害者就労施設等からの
物品等の調達を推進を図るための方針

令和6年6月1日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）について、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、指定管理者導入施設を含む市の全ての機関（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針で優先的に調達することとする障害者就労施設等は、法第2条第4項に掲げる施設等（別表1のとおり）とする。

4 調達の対象となる物品等

別表2に定めるとおりとする。

5 調達目標

令和6年度調達目標額 6,800,000円

【参考】

令和5年度 調達実績額 6,336,652円

（内訳） 物品 2,992,467円

役務 3,344,185円

6 調達の推進方法

（1）予算の適正な執行に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

（2）各機関に向けて、障害者就労施設等が供給できる物品や役務等の

情報を担当窓口から発信するとともに、障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう働きかけを行う。

7 調達実績の集計及び公表

- (1) 調達方針を策定したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、速やかに集計し、市ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

健康福祉部障害者支援課